

農村青年社事件——村落コンミュニョンによる蜂起

森長英三郎 弁護士

農村青年社と農青イズム

幸徳秋水らの大逆事件は、帝都で暴動をおこし、一日たりとも無政府共産社会をつくらせてみたらおもしろいだろうと話し、この話をしたもので又聞きしたものでも捕えられて大逆事件にでっちあげられたのであった。このような茶番話や夢物語語りとしてではなく、少なくとも二、三人の者は真剣に、長野県下で自給自足の村落コンミュニョンをつくり、三、四日だけでも持ちこたえてみたいと計画したのが農村青年社事件である。

昭和五年当時、アナキストの陣営は、純正無政府主義を唱える「自連」（全国労働組合自由連合会）と、自連から分裂してサンジカリズムを唱える「自協」（日本労働組合自由連合協議会）とが対立し、コップのなかの嵐のような争いをくりかえしつつ凋落

していた。農村青年社の農青イズムといわれるものは、そのいずれにも属さない第三のものである。農青イズムが生まれた背景をみると、当時日本は世界恐慌の余波を受けて不況のどん底に落ちていたが、とくに農村ではひどかった。これを官庁資料で長野県についてみると、蚕繭による収入は県下生産収入の七三パーセントを占めていたのであるが、それが昭和五年には前年度の五割二分に低落、その他の農産物収入も五割減となった。「俄然県民公私の生活を圧迫脅威し、税金の不払い、小学教員給与の未払い、電灯の減灯、料金不払いなどはその一例であって、小学校教員の減俸や給与を寄附せよと要求する児童の盟休までもおこった。電灯料金値下げ運動も各地におこり、飯田町ではそのために騒擾事件までおきている。そこへもってきて県下第二の銀行である信濃銀行の支払停止があり、県民の生活は

生死の境につきおとされた。「勃然として全県下三百八十六市町村に互り之が難局打開の運動（七百余ヶ所）頻発し逐日大衆化を来し各所に集合又は文書言論等」の運動がまきおこった（司法省刑事局「思想研究資料」特輯三二号、「農村青年社資料」昭和十一年八月刊）。だれかが点火すれば革命がおこってもよきそうにみえた。この年、橋本欽五郎らの革新軍人は右翼の大川周明らと合体して三月事件といわれるクーデターを計画している。他方、左翼の共産主義運動は全国的に青年の心を占めていた。農村青年社は、このような情勢のもとにおけるあせりから生まれたように思われる。

宮崎晃は明治三十三年、岡山市に生まれ、小倉中学校を卒業後、鉄道局小倉工場に勤務しているとき、労働組合を組織したために解雇せられ、大正一三年上京して日本大学法学部教授森本富士雄を訪ね、同大学セツルメント・下谷労働学院に宿泊し、大日本国有鉄道労組の書記をしたり、新聞配達人の組合を組織したりしている間に、八太舟三郎無政府主義者を知り、黒色青年連盟や自連に参加した。大正一五年、黒連として日立製作所の争議を支援し、解決を強要するために社長久原房之助の邸宅へ放火して、建具などの一部を焼いたことから、第二審で懲役三年となり、布施辰治を弁護人として上告中、昭和三年二月一日の大審院の上告棄却の判決（大審院判例集七巻三五頁）の直前に、保釈中を中国のフランス租界へ逃亡し、五カ月ぐらいて秘かに帰国してアナキズム運動をつづけていた。

宮崎は添田晋の筆名で「農民へ訴ふ」（黒旗別冊

として昭和六年二月刊）を書いた。唯一の農村青年社運動史である「一九三〇年代に於ける日本アナキズム革命運動、自由コンミュニョンの樹立とその実践」というサブタイトルを持つ『資料農村青年社運動史』（一九七二年刊）は右論文をはじめ必要な資料を集めてあるが（前記「思想研究資料」でも収録）、右論文は、「農村窮乏の声やまことに久しい」との書き出しで、農村で農民じしんがしなければならぬ経済行動として「一 自給自足の実行、二 共産の実

行、三 共存共栄、相互扶助の実行」をあげてい

る。村で自給自足した場合、電灯はどうする、石油もこないが、「樵の実から蠟燭がとれ、菜種からは油がとれる、我慢のできない問題ではない」とする。山間で塩はどうする、海岸の村のコンミュニョンと連合すればよいとするが、海岸の村にコンミュニョンができるまでの間については答えていない。都会の労働者は、農村のこの「理想運動」に共鳴して農村へ帰り工場の労働をはじめめるだろう、そこに「農工合体の自由コンミュニョン建設」がはじまり、「それは支配階級を倒す原動力となる」としている。もちろん官憲の圧迫がある、そこで「最終的には、吾人は『共同社会』の防衛を行はねばならぬ。防衛のためには戦はねばならぬ」というのである。これが農青イズムであるが、アナキズムにふさわしい思想ではあっても、ユートピアの社会思想にすぎないともいえる。

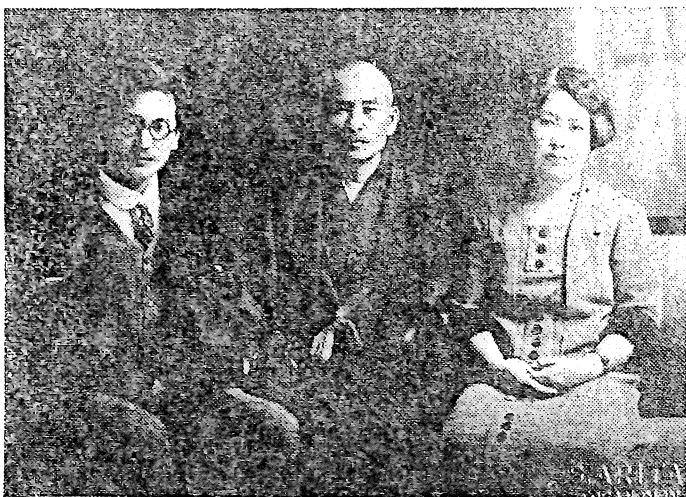
昭和六年二月二日、東京府下目白の八木あきの家で八木、宮崎、鈴木靖之、星野準二が集まって、この「農民へ訴ふ」を承認して、これによってアナキストは農村で運動を展開すべきだとし、同月二〇日の会合で、社名を農村青年社とし、機関誌「農村青年」を出すことにした。八木は明治二十八年、木曾福島町で生まれ、松本女子職業学校を卒業して小学校教員となり、結婚したが、大正一〇年家出離婚をし、小川未明を知って子供雑誌の記者となり、ついで東京日日新聞（現在の毎日新聞）学芸部の記者となっていたときに下谷労働学院で宮崎を知り、それまではマルクス主義者であったのがアナキズムに転

換し、ついに年下の宮崎と内縁関係を結ぶにいたったのである。宮崎が前記放火事件で警察署にいたるとき、黒髪を切り男装して、愛人宮崎を尋ねようと計画したほどの情熱の女性であった。鈴木靖之は昭和三年、早稲田大学法科を卒業したが、大杉栄在学中から無政府主義思想にひかれていた。早大在学中に無政府主義の雑誌に関係し、昭和五年、バンフレット「農村青年に訴ふ」を書き、同年一月、無政府主義者の大会で農村運動が急務であることを説いた。これを聞いていた八木が宮崎に伝え、鈴木、宮崎共通の同志星野準二も加わって、前記二月二日の会合となったのである。その後、望月治郎、田代儀三郎、和佐田芳雄などが参加してきた。

信州暴動計画

昭和六年当時、長野県下で無政府主義に共鳴している者として、上諏訪町とその付近に山田昭（製糸工場勤務）、島津徳三郎、増田貞次郎、松藤鉄三郎（ともに印刷工）、上伊那郡富田村（現伊那市）に伊沢八十吉（農民）、小泉郡大門村（現・長門町）に鷹野原長義、南佐久郡大井村（現・小諸市）に南沢契松（農民）らがいた。伊沢、鷹野原、南沢らは地元青年団その他に食いこんでいた。

前記二月二日の会合直後の一五日に、八木は「農民へ訴ふ」をもって岩佐作太郎らとともに富田村へ講演にいっている。同年一〇月には八木、岩佐は南大井村でも講演している。八木は八木秋子（名で「女人芸術」、「婦人戦線」、「黒色戦線」などに詩その他を寄稿していたが、「だがあなたは想像する



▲宮崎晃（左）と八木あき（右）

だろうか／農民をしぼる因襲と伝統の力と貪欲と／
奴隷観念のさびついた鉄のしきりが／どれほど太く
重たく固いかを／そしてあなたは知るだろうか／村
に激しい労働で生きる少数の同志達が／圧制者の鋭
い刃と眼のひかりの下に／鎖を断ち切れとち鳴ら
す鐘のひびきを／（八木「薪の火を焚く」から）と歌
ったのは、この頃のことであろう。

昭和六年三月二〇日、宮崎と星野は富県村に伊沢
を訪ねて一夜を語りあかし、翌二日には上諏訪で
山田、島津、増田、松藤と話しあい、農青イズムへ
の同意を得ている。同月二五日、鷹野原が上諏訪で
山田、松藤とあい、そのほか長野県同志の往来があ
った。そして伊沢や鷹野原は村の公的機関紙「富県
時報」や「大門時報」に前記「農民へ訴ふ」を連載
したのである。

宮崎、鈴木、八木、星野、望月らは各県の同志を
訪問して農青イズムを説いているが、とくに長野県
では手ごたえがあった。こうした経験から、地理的
区画と全村運動を考えるようになった。地理的区画
は峰起単位であり、まず村を考え、全村を一丸とす
る村落コミュニティをつくる、そして同一県下にお
いて各村落コミュニティが同時峰起するという考えであ
る。昭和六年八月二三日、八木が木曾福島へ帰郷す
るとき、松本で島津、山田、伊沢、鷹野原らと会合
し、長野県における地理的区画とその責任者を定め
た。この会合の結果は欠席の南沢も了承した。八木
は一月後の一〇月二三日、木曾から帰京の道の上諏
訪で、鷹野原とともに松藤、増田に会い、松本での
会合の結果を報告して了承を得た。

前記八木が帰郷する一週間前の八月一五日に、東
京府下野方町の宮崎方で星野、田代、平松秀雄、金
子広只が集まったとき、宮崎が長野県の富県村（伊
沢）、大門村（鷹野原）を中心に急速に革命を敢行す
る、松本連隊の弾薬庫の爆破、鉄道トンネルの破壊、
長野、松本などの重要都市を焼却することなどを提
案したところ、参加者は同意した。思想団体として出
発した農村青年社であったが、共産党の攻勢に刺激
された宮崎ら一部のものは、このとき革命実行のグ
ループを作ったといえる。八木はそのようなことを
知らずに帰郷の途につき長野県の同志と話しあった
のであったが、帰京して宮崎らの計画を知り、長野
県の同志はまじめな青年ばかりで、そのような破壊
行為は考えていない、従来のアナキズムの破壊主義
から脱出するために農村青年社を作ったのではない
かといって反対した。その八木も資金獲得の道具と
してのピストル入手のためには動いている。

宮崎らは資金獲得の方法として空襲窃盗をはじめ
た。昭和六年一〇月から翌年一月一五日まで一二
回の空襲ドローをし、同日平松が現行犯で捕えられ、
翌日宮崎が逮捕された。現金八三円、衣類、時計な
ど二七八点がその被害額である。ついで同年四月八
日、星野、望月、和佐田が窃盗で、八木は贓物牙保
で逮捕せられた。五月三〇日に宮崎、平松は懲役八
月、六月二三日に星野、望月、和佐田は懲役一年六
月、八木は同六月となり、八木だけに執行猶予がつ
いた。昭和八年三月、平松が出所、昭和九年一月、
星野ら三名が出所、宮崎は久原邸放火事件を合わせ
て服役したので昭和一〇年八月の出所である。その

間に鈴木靖之は独断で昭和七年九月二七日、農村青
年社の解散声明を出していた。自由コミュニティの高
遠な理想も空襲ドローで終末したことになる。窃盗事
件で宮崎と八木との関係はもたれていった。
宮崎が出所してから三カ月目の一月二七日、長
野県で農村青年社関係五七人の一斉検挙があった。
ついで二月二五日、東京グループをはじめとする
第二次検挙があり、翌一月までに全国で三六〇人が
検挙されたという。この検挙の発端は、無政府共産
党事件（史談裁判・第三集）の二見敏雄が逮捕（昭
和一〇年一月二四日）される前に名古屋で星野方
に二日間、長野市で田代方に一〇日間をかくまわれ
たが、あとで知った長野県警がそれを追跡中に、金
子広只の口から農村青年社の古い事件がばれたと伝
えられている。金子は昭和六年八月一五日の重要な
会合に出席していながらも起訴されていない。

予審の波瀾と公判の問題点

宮崎ら東京グループは長野に送られ、東京控訴院
検事吉村武夫の指揮のもとに、長野県の者とともに
信州暴動計画として取調べられた。ついで長野地検
の検事黒川英夫によって治安維持法違反として一四
名が長野地裁に起訴され、予審判事江幡清の取調べ
をうけた。ところが江幡判事は、昭和十一年一月
一六日付予審終結決定で宮崎を免訴にしたのであ
る。理由は前の窃盗事件は同時に治安維持法一条に
いう目的遂行行為である、そうする治安維持法につ
いてはすでに確定判決があったことになるとして旧
刑訴三二四条を適用して免訴にするというのであ

る。江幡判事は同一理由で順次星野、望月、和佐
田、八木らも免訴する考えであったのである。すで
に四年前に不発で終わっている事件であるから、江
幡決定にしたがっても国家に実害はないといえよ
う。しかし幸徳秋水事件以来の大事件、信州の諸都
市は実にあぶないところであったと宣伝しようとする
黒川検事は激怒して特別抗告をした。東京控訴院
（裁判長神垣秀六）はこの特別抗告をいれて、これ
といった理由を示すことなく、原決定を取消し、宮
崎を長野地裁の公判に付した。予審におけるこのよ
うな意表をつく波瀾も、新聞記事差止め中のこと
として、一般国民は誰も知らなかった。江幡判事は仕
方なく抗告審の決定の趣旨にしたがって、同年一二
月三十一日付で、他の鈴木、星野、八木、望月、田
代、和佐田、増田、松藤、南沢、伊沢、島津、山
田、鷹野原を治安維持法違反（星野、田代には犯人
蔵匿がつく）として長野地裁の公判に付した。

長野地裁における第一回公判は、昭和十二年三月
一日からはじまった。裁判長は中村泰蔵、陪席判事
は金子正則と谷口茂栄、立会検事は黒川、弁護人は
長野の北村光運らである。北村は公判前被告人にた
いして無政府主義のことはわからない、予審調書な
どの記載がまちがっておれば、法廷で被告人じしんが
弁解するようにといったという。同月一二日に求刑
があり、宮崎、鈴木は懲役六年、星野、八木は同五
年、田代は同三年六月、他は同二年六月または二年
であった。四月一二日に判決があり、宮崎、鈴木は
懲役四年、星野は同三年と窃盗判決後の犯人蔵匿に
ついて二月、八木、田代（犯人蔵匿は併合罪）は同

二年六月（以上全部未決通算二〇〇日）であった。
他の望月、和佐田、増田は同一年六月（未決通算一
〇〇～二〇〇日）の実刑、松藤、南沢、伊沢、島
津、山田、鷹野原は同一年六月ないし二年で執行猶
予がついた。実刑組は控訴した。

第一審判決は、治安維持法一条の結社の組織を昭
和六年二月一二日とし、その結社の性格は「各地理
区画の同時峰起並に之に伴ふ都市無政府主義者の都
市焼却なる暴力革命に依り各地理区画に自由コンミ
ュニを樹立し其の自由連合に依り現政治権力等一切
の強権並現経済機構を廃滅したる無政府共産社会の
実現を目的とする」ものとしていた。しかしこの性
格は、同年七、八月以後についてはいえても、創立
当時についてはいえないのではあるまいか。鈴木靖
之は創立の会合にはでているが七、八月以降につ
いては関与していない。そのためか宮崎氏は鈴木がこ
の事件の被告人となることさえもおかしいと話して
いる。ただ鈴木は警察署と未決で「自治民約」（前
記「思想研究資料」特三二号収録）や「農村問答」
（同特三五号）などの手記を書きちらし、農青イズ
ムの指導者らしくみせかけたのがわがわがしいたの
である。なお判決は、天皇制については、「権力を
否定し、支配を否定し、法律を否定するが故に、自
由コミュニティの建設は当然理論上天皇制の廃止とな
る」との宮崎の予審供述を引用している。つぎに予
審終結決定は判決同様に結社のときを二月一二日と
したので、そのとき出席した宮崎、鈴木、星野、八
木を組織者とし、その他を加入者としたが、判決で
は、八木はお茶を出したり買物にいったりして一貫

してその場にいなかったとする鈴木供述をとって加
入者としている。
つぎに農村青年社には規約もなく鉄の規律もな
く、指揮命令の関係もない。各自自由合意により仲
間となるのであって、このようなものに結社罪を適
用できるかの問題もあるが、すでに大本教のような
宗教団体に治安維持法を適用する時勢となっていた
ので、判決もこの点の説明をしていない。このよう
な団体にどうして加入したといえるかについて、判
決が引用する鈴木の前審供述は、(1)農村青年の機関
紙やパンフレットの送付を拒まないこと、(2)その送
付を要求してきたこと、(3)それが自連、黒連の加盟
者ではなく、(4)地方で農村青年社の活動をし、社に
通信連絡してくるものは加入者だとしている。これ
では加入者は無限に拡大される危険を持っていると
いえる。長野地裁以外の東京その他の各府県で二三
名が起訴されているのは、このような基準によって
結社加入者と認定されたのである。もっともこれら
の人は、第一審で全部執行猶予となっている。

宮崎らの控訴審東京控訴院（裁判長小中公毅、立
会検事戸沢重雄）の公判は、島野武、山崎今朝弥ら
が弁護人となって、昭和十二年九月二八日からはじ
まり、一〇月二六日に判決があった。被告人であっ
た人びとの記憶もあいまいであるが、第一審判決よ
りも各六カ月ぐらいいは軽くなり、未決通算も多くな
ったようである。上告はしなかった。

（「第四集」おわり）